

## 平成29年第2回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年2月10日(金)  
午前9時30分 から 午前11時03分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者  
(農業委員)  
1番 塚 田 修 彦                      2番 平 田 秀 夫  
3番 坂 西 庄 三                      4番  
5番 小 野 三 幸                      6番 大仁田 金 次  
7番 岡 村 貞 夫
4. 本日の欠席委員(1名)  
4番 山 下 正 道
5. 議事日程  
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について  
日程第2. 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第3. 議案第29号 農用地利用集積計画の認定について  
日程第4. 議案第30号 非農地判断について  
日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
局長補佐 田中 慎一・主幹 瀬形 茂

### 7. 会議の概要

#### 1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局

開会の前に報告致します。本日は申し訳ございませんが、臨時議会のため野田事務局長は欠席致します。

それでは、只今から平成29年第2回の農業委員会総会を開会致します。  
まずは岡村会長様からご挨拶をお願い致します。

会 長

皆さん、おはようございます。

雪が舞っているようでございますが、アメリカのトランプ大統領は日米を中核に12か国の環太平洋連携協定、TPPから永久に離脱をするという表明をされました。アメリカの離脱によって、日本は成長戦略や通常政策のやり直しを迫られるのは恣意だと報道されております。今後の成り行きに注目をしたいと思っております。本日もよろしくご審議をお願いを申し上げます。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、山下正道委員さんが欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いします。

どうぞよろしくお願い致します。

議 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

それでは、3番の坂西庄三委員さんと、5番の小野三幸委員さんに、お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長

それでは、日程第2、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件につき説明致します。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、苓北町都呂々の畑2筆合計3620㎡のうち1129㎡です。転用の目的は天草陶石採掘のための一時転用です。転用しようとする理由の詳細は、「借り受け人は、現在陶石の採掘及び加工を行っているが、新たに良好な陶石を確保するため、近隣の土地を探していた。

事務局

申請地は良好な品質の天草陶石が比較的多く賦存すると推定されるため、転用申請に至った次第である。他に代替となる土地も無いことから、申請地を天草陶石の採掘のため一時、3年間転用したいというものです。

申請地は4ページから6ページに図示しております。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。

申請箇所は農業振興地域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由からで第2種農地と判断しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

1番  
塚田委員

今回、申請地付近の確認と、申請人に直接お会いしまして、話を伺いました。今回の申請地は現在天草陶石の採掘場に隣接しておりまして、以前は畑として使われていたようですが、現状は荒れた状態でありました。今回採掘場の拡大に伴い、一時的に拡大して採掘を行いたい、3年経ちましたら現状を復帰してお返しするということでした。今回の採掘にあたりまして、災害防止対策も充分とって行いますということでした。ご審議お願い致します。

議長

只今補足説明をお願い致しましたが、他にこの件についてご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

5番  
小野委員

ちょっとお尋ねしますが、石を掘る採掘は畑の下に埋まっているんですか。上は畑なんですよ。畑の下に石があるということなんですか。

事務局

あのですね、6ページに字図が載ってるんですけど、〇〇番地の雑種地があります。今ここを掘削して採石をとりよらっとですよ。ここを掘っている途中で、鉱脈が見つかったということで、その方向をみていたらちょうど畑の下になるそうなんですよ。ここの下にしかないんですよ。石が。

議 長 この採掘は露天掘りでしょうからね。

事務局 そうですね。

議 長 上の表土は取り除いてから陶石をとらすということでしょう。

5番  
小野委員 要するに、今掘っていくでしょう。掘って行きよって、上は畑だけど、下には陶石があるんですよ。

事務局 鉾脈があったということですよ。掘りたかったんだけど農地だったので、ここで一時転用申請をしたいということですよ。

5番  
小野委員 上の畑の方の下石は、その人の石になるんですかね。

事務局 そうですね。所有権自体は土地の所有者になるんですけど、この方が探っているんですよということで、今回なってますので。

5番  
小野委員 要するに、採られてもいいですよ。しかし採られた後は元のように埋めて下さい。それでいいですよということですか。

事務局 そうです。原型復旧で元に戻して下さいということです。

5番  
小野委員 石の代わりは関係ないということですか。

事務局 採った石は天草陶石ですので。

5番  
小野委員 天草陶石は、畑の持ち主さんのものでもあるけど、その代金は取らないということですか。

事務局 そこは、契約です。申請者が営業用で採られる訳ですから、

6番 ○○さんが、坑掘権を持つとらしいというのは聞いた事があるんですね。  
大仁田委員 地下を掘る権利。例えば城下の下は○○が石炭を掘りよったですたい。そして、地上権で6m以上はよそ家の上に電線が通っても文句言えないのは地上権があるからって聞いたんですけど。坑掘権で地下までは所有者の権利が及ばないのかなと。法律を調べないとわかりませんが。

議長 よろしいですか。(はい)  
整理番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。  
続きまして、整理番号2の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、整理番号2の案件につきまして、ご説明いたします。  
7ページをお開き願います。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、荅北町都呂々の田1筆871㎡です。  
転用の目的は資材置き場です。  
転用しようとする理由の詳細は「譲受人は、現在建設業を営んでいるが、新たに資材置き場を確保する必要が生じたため、近隣の土地を探していた。  
申請地は県道に面している土地で利便性が良いため、転用申請に至った次第である。他に代替となる土地も無いことから、申請地を資材置き場として転用したいというものです。  
申請地は8ページから10ページに図示しております。  
審議の要点につきましては、記載のとおりです。  
現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。  
申請箇所は農業振興地域外であり、農地区分は道路、下水道その他の公共施設の整備状況等の理由から第3種農地と判断しております。  
以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

1 番  
塚田委員

今回、双方にお会いしてお話しを伺って参りました。申請地の譲渡人の方に話しを伺いましたら、本人も奥様も病気とかで農作業が出来ない状態で、お子さんもおられないということで、農業を続けていけないということで、これまでも水稻やレタスに貸しておられたんですが、今回申請地の隣に譲受人の方が自宅を新築されまして、すぐ横に隣接するというので、資材置き場として利用したいということで、双方が話しをされまして、話しがまとまったということで、今回申請に至ったということでした。今回の申請地に農業用水の水栓があって、気になったので事務局に確認して頂いたんですけど、そこは問題が無いということでした。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。整理番号2の案件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(意見なし)

無いようでございますので、整理番号2についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

続きまして、整理番号3の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、整理番号3の案件につきまして、ご説明いたします。

11ページをお開き願います。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、苓北町白木尾の田1筆961㎡です。転用の目的は資材置き場及び駐車場(一時転用)です。

転用しようとする理由の詳細は「借り受け人は、現在保育園を営んでいるが、既存の施設が老朽化したため、立て替えを検討している。施設はお寺の敷地内にあり、建設用の機械が搬入出来ないため、近隣の申請地を資材置き場及びクレーン車の駐車場として必要になり、転用申請に至った次第である。他に代替となる土地も無いことから、申請地を資材置き場及び駐車場として一時転用したいというものです。期間は9ヶ月間です。

申請地は12ページから14ページに図示しております。

事務局

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。

申請箇所は農業振興地域内の良好な営農条件を備えている農地であり、第1種農地と判断しております。なお、第1種農地は原則として許可できませんが、申請地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該申請目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であるものは、例外的に許可することができるとあります。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。これは一時転用が9ヶ月間と明記してあるようでございますが、これは9ヶ月後には、事務局から出向いて確認をする訳ですか。

事務局

この案件なんですけど、今言われたように第1種農地でございます。農用地区域内の農地です。転用が出来ない農地なんですね。原則。この申請人がですね、今回は保育園を建てるのに車が入らないということでご相談に来られたのですが、実際は、将来的にはお寺の駐車場として利用したいということで、最初来られたんですよ。ただ、農用地区域に入っているものですから、転用が出来ないんですよ。そこでどうしようと相談に来られたのですが、保育園の立て替えについて補助事業で申請されて決まっているということで、4月から保育園を建てなければならないという段取りが出来ているんですよ。ですから、4月からとりあえず9ヶ月間保育園を建設するために今回一時転用をさせて頂きたいということで、されてるんですが、通常ならですね、一時転用の場合は原型復旧で元に戻してもらわないといけないんですが、出来ればそのまま引き続き、駐車場としてですね、利用させて頂きたいということで、農用地区域の除外もですね、今度一緒に申請されています。3月、4月位までには申請があがってくるかと思うんですけど、5月位の農政審議会でも農用地区域の除外申請をして、で、9ヶ月間の後にですね、一時転用の終わった後にもう一回、再度駐車場として申請したいということで、相談がっております。

議長

農地転用をするのに、総合農政審議会にかけないといけんではないかね。

事務局

はい、時間がかかるので間に合わないんですよ。農用地区域の除外をするのですね。ですから今回は特例といえば特例なんですけど、とりあえず一時転用で利用して頂いて、その間に農用地区域をはずしてから本式に転用して頂くということで、お願いをしたいと思います。

議長 はい、わかりました。只今説明を頂きましたが、この件について他にご意見ございませんか。

2番 事務局から説明がありましたが、先月申請人に話しを聞いて参りました。老朽化もさることながら、昨年熊本地震の震度4で、建物の一部が、屋根関係が危険にさらされているということで、保育施設の一部の部屋を寺の本堂の中でやっているということでしたので、喫緊に建て替えるということで、今回の一時転用の理由は、寺院の中に工事車両を入れられないものですからね、文化財なんですよ、建物は壊さないといけない、場所的にそこしかないので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 これはあくまでも農用地であるなら、総合農政審議会にかけて、農振除外を受けて、更にまた農業委員会に返ってきます。そして転用ということになります。この件について他にございませんか。

(ありません。の声あり)

議長 無いようでございますので、整理番号3についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、全員賛成でございますので整理番号3につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。続きまして、整理番号4の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、整理番号4の案件につきまして、ご説明いたします。  
15ページをお開き願ひます。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、荅北町富岡の畑1筆171㎡です。転用の目的は駐車場です。  
転用しようとする理由の詳細は「譲受人は、現在飲食店を営んでいるが、既存の駐車場が手狭となったため、近隣の土地を探していた。申請地は既存の駐車場に隣接しており、利便性が良いため、転用申請に至った次第である。他に代替となる土地も無いことから、申請地を駐車場として転用したいというものです。  
申請地は16ページから18ページに図示しております。  
審議の要点につきましては、記載のとおりです。  
現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。  
申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は道路、下水道、その他

事務局

の整備状況等の理由から第3種農地と判断しております。  
以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましては私の担当地区ですので、私から発言致します。

これは、店の名前を出して良いかわかりませんが、〇〇の駐車場でございます。図面にも書いてありますとおり、駐車場が〇〇さんと〇〇さんの横のあのところにあります駐車場の一番奥のところにあります、譲渡人の農地を転用するという事で、現場を確認して来ましたが、譲渡人の家の前を駐車場としてするというご説明がありました。駐車場としては続いている訳です。譲渡人のご意見も聞いて参りましたが、何ら問題はないんじゃないかと思っておりますので、ご報告致します。

私からは以上でございます。整理番号4の案件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

5番  
小野委員

現在ですね、申請のあったところは、畑じゃなくて雑種地みたいになってるあそこですか。

議長

畑というか、小さなパイプハウスを作って、そこでレタスの育苗なんかをしとらすです。

5番  
小野委員

畑にはなっとらんやっただっじゃなかですかね。

議長

一部は自分の駐車場にしとらしたですね。畑は畑で、半分位はハウスを作ってからそこで育苗、レタスの苗とか、あるいは苗が終わったらトマトとかキュウリとかを作っておられます。

5番  
小野委員

私ここの駐車場が一杯のときには、奥の所に入れさせてもらいよったっですよ。家の前のあの土地でしょ。

議長

私も現場確認に行ったら、パイプハウスは解体してですね、〇〇さんの測量も終わったということをお聞きして参りました。今残っとるとは、自分の宅地だけしか残っとらんとですよ。宅地の前に全部は家は建ててございませんので、5m位はあるかな。駐車場の先がですね。車は通られんじやなかですかって言うたら、ここは駐車場だから通させてもらいますって言ってました。

この件につきまして、他にご意見ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号4についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号4につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長

続きまして、日程第3. 議案第29号農用地利用集積計画の認定について、上程致します。

なお、転貸の案件につきまして塚田委員さん、同じく大仁田委員さんが、自己又は同居の親族が関与する案件でございます。従いまして農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了までお二人の委員さんの退室をお願い致します。

(塚田委員、大仁田委員退室)

それでは事務局に説明を求めます。

事務局

はい。日程第3. 議案第29号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

21ページをお開き願います。新規で2件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

総面積は、田2筆合計3,844㎡です。

続きまして、22ページをお願いします。

新規で4件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

事務局

総面積は、畑4筆合計2,104㎡です。

続きまして、23ページをお願いします。

新規で1件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

総面積は、田1筆1,113㎡です。

続きまして、24ページをお願いします。

再設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

総面積は、田1筆1,303㎡です。

続きまして、25ページをお願いします。

再設定で2件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

総面積は、畑2筆合計606㎡です。

続きまして、26ページをお願いします。

転貸で2件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

総面積は、田2筆合計3,844㎡です。

続きまして、27ページをお願いします。

転貸で4件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

総面積は、畑4筆合計2,104㎡です。

続きまして、28ページをお願いします。

転貸で2件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

総面積は、畑2筆合計606㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

(意見なし)

無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第29号は原案どおり許可することに致します。

塚田委員さん、大仁田委員さんにつきましては入室をお願い致します。

(塚田委員、大仁田委員入室)

議 長

続きまして、日程第4. 議案第30号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第4. 議案第30号 非農地判断についてご説明いたします。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

30ページ以降をお開き願います。

今回、申請者の坂瀬川地区の農地1筆につきまして、非農地調査を行っております。

調査につきましては、平成29年1月23日に坂西委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。位置図につきましては、31ページから32ページに図示しております。調査の結果につきましては、33ページに記載しております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。本件の現況調査につきましては農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回、坂西委員さんにご説明をお願いします。

3番  
坂西委員

1月23日にですね、私と役場事務局と調査に行きました。現地は長年使った形跡がないような状態で、竹や木が生い茂っており、これからも耕作できないであろうといった農地でございました。ご判断の程よろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(意見なし)

はい。ありがとうございました。調査対象の農地1筆について、農地に該当しないということでございます。この判断について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の農地1筆につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認定について (中間管理機構 借受け分)
2. 農地法施行規則第53条1項5号に基づく届出書
3. 最適化交付金事業について
4. 平成29年度農業労働賃金 (基準額) について
5. 農地の売買事例について
6. 平成28年度熊本県農業委員活動強化推進大会について
7. 活動記録簿について

事務局

8. 次回の農業委員会総会について  
次回、平成29年第3回総会は、平成29年3月10日（金）  
午前9時30分から庁議室での予定です。

事務局からは、以上です。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局からその他事項につきまして説明が  
ございましたが、皆様から何かございましたら、挙手をお願い致します。

（意見なし）

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い  
致します。

（意見なし）

議長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成29年第2回総  
会を閉会いたします。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

閉会午前11時03分

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_